

浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

令和7年12月22日

条例第36号

(浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成20年浅口市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に、「94,242円」を「92,345円」に改める。

(浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(令和3年浅口市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の浅口市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。